



❖ 課税のしくみ

町・県民税は前年中（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の収入から算定された所得をもとに計算され、住みよい地域社会をつくるための費用にあてられます。

□納める方

- ◎令和6年1月1日に町内に住所のある方で一定の所得のある方→均等割と所得割を納めます。
（令和6年1月2日以後に住所が変わった場合でも、1月1日の住所地の市区町村に納めます。）
- ◎町内に個人事業用の事務所、事業所又は家屋敷を持っている方で、町内に住所のない方→均等割を納めます。

□納める方法

- ◎普通徴収……年4回（6月・8月・11月・翌年1月）に分けて納付書等により直接納付する方法
- ◎特別徴収……月々の給与（6月～翌年5月）や公的年金から差し引いて納付する方法

□納める額

- ◎均等割……一定以上の所得のある方に均等に課税されます。

均等割の税額	町民税	県民税
	3,000 円	2,000 円

※森林整備等に必要な財源確保のため、令和6年度から国税として森林環境税が創設され、**1人年額1,000円**が町・県民税均等割と併せて徴収されます。

※県民税均等割額2,000円のうち1,000円は、「やまがた緑環境税」として、森林を中心とした環境保全等の取組みの財源のために、ご負担いただくものです。

- ◎所得割……所得から所得控除を差し引いた残りの金額（課税所得金額）に税率を適用して算出します。

総合課税分

所得割の税率	町民税	県民税
	6 %	4 %

分離課税分（土地・建物の譲渡、株式等の譲渡所得等）

区 分	町民税	県民税
譲渡所得（短期：一般）	5.4%	3.6%
譲渡所得（長期：一般）	3 %	2 %
株式等の譲渡所得	3 %	2 %
先物取引	3 %	2 %

$$\text{町・県民税} = \text{所得割額（課税所得金額} \times \text{所得割税率} - \text{税額控除額）} + \text{均等割額}$$

□町・県民税の非課税規定

①均等割・所得割どちらもかからない方

- (1) 令和6年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 本人が障がい者、未成年者（平成18年1月3日以後生まれ）及び寡婦又はひとり親に該当する方で、前年中の合計所得金額が135万円（給与の収入額では2,043,999円）以下の方
- (3) 前年中の**合計所得金額が39万円以下の方**

※扶養者（年少扶養含む）がいる場合
合計所得金額が「29万円×（扶養人数+1）+27万円」以下の方

②所得割だけがかからない方（均等割のみ課税）

- (1) 所得控除、税額控除により所得割額が算出されない方
 - (2) 前年中の**総所得金額等が45万円以下の方**
- ※扶養者（年少扶養含む）がいる場合
総所得金額等の合計額が「35万円×（扶養人数+1）+42万円」以下の方

【合計所得金額】

分離して課税される所得額も含み、かつ純損失・雑損失の繰越控除前の所得金額の合計額

【総所得金額】

合計所得金額から、純損失・雑損失を繰越控除した後の金額

□森林環境税の非課税規定

- (1) 令和6年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 本人が障がい者、未成年者（平成18年1月3日以後生まれ）及び寡婦又はひとり親に該当する方で、前年中の合計所得金額が135万円（給与の収入額では2,043,999円）以下の方
- (3) 前年中の**合計所得金額が38万円以下の方**

※扶養者（年少扶養含む）がいる場合
合計所得金額が「28万円×（扶養人数+1）+26.8万円」以下の方

扶養親族の人数	森林環境税と町・県民税の両方が非課税となる合計所得金額	森林環境税（1,000円）のみ課税となる合計所得金額	森林環境税と町・県民税均等割両方が課税となる総所得金額等
0人	38万円以下	38万円超～39万円以下	39万円超～45万円以下
1人	82.8万円以下	82.8万円超～85万円以下	85万円超～112万円以下
2人	110.8万円以下	110.8万円超～114万円以下	114万円超～147万円以下
3人	138.8万円以下	138.8万円超～143万円以下	143万円超～182万円以下

❖ 町・県民税の計算のしかた

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

遊佐太郎さん(会社員)は、妻の和子さん、長男の一郎くん(17歳)、次男の次郎くん(14歳)と暮らしています。

太郎さんの令和5年中の収入は次のとおりです。年末調整後に確定申告しない場合は「源泉徴収票」に基づいて計算します。



支払を受ける者	住所又は居所	受給者番号										0123-456789					
		個人番号															
		役職名															
		氏名		(フリガナ)		ユザ タロウ				源泉徴収税額							
						遊佐 太郎											
種別	支払金額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額				
給与・賞与	内	千	円		千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円		
	4	882	000		3	464	000		2	041	100		72	500			
控除対象配偶者	配偶者特別控除の額				控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)				障害者の数				所得割率				
	老人	特定				老人				その他				特別			
有	従有	千	円		人	人	内	人	人	人	人	内	人	人	人		
○		380	000						1		1						
社会保険料控除等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金特別控除の額					
内	千	円		千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円		
	681	100		120	000												
(摘要)																	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		120,000		介護医療保険料の金額		40,000		新国民年金の金額		旧国民年金の金額			
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用額		居住開始年月日(1個目)		年		月		日		住宅借入金等特別控除区分(1個目)		住宅借入金等特別控除区分(2個目)			
				居住開始年月日(2個目)		年		月		日							
控除対象配偶者		(フリガナ)		ユザ イチロウ		区分		配偶者の合計所得		0		国民年金保険料の金額		旧国民年金保険料の金額			
		氏名		遊佐 和子													
控除		(フリガナ)		ユザ イチロウ		区分		16歳		1		(フリガナ)		ユザ ジロウ			
		氏名		遊佐 一郎								氏名		遊佐 次郎			

1. 給与所得金額を計算します。(4ページの表1より)

「支払金額」から計算します。「給与所得控除後の金額」と一致するはずですが。

$$\{(4,882,000 \text{ 円} \div 4) \times 4\} \times 80\% - 440,000 = 3,464,000 \cdots \textcircled{1}$$
 1,000円未満切捨て

2. 所得控除額を計算します。(6ページの表より)

社会保険料控除	681,100 円	}	計 1,841,100 円…②
生命保険料控除	70,000 円		
配偶者控除(和子)	330,000 円		
扶養控除(一郎)	330,000 円		
扶養控除(次郎)	0 円		
基礎控除(本人)	430,000 円		

(注) 源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」とは一致しません。所得税と住民税ではそれぞれの控除の計算式や、扶養1人当たりの控除額が異なるためです。

3. 課税所得金額を計算します。(給与所得金額①－所得控除額②)

$3,464,000 \text{ 円}(\textcircled{1}) - 1,841,100 \text{ 円}(\textcircled{2}) = 1,622,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{3}$ (1,000円未満切捨て)

4. 所得割額を計算します。(課税所得金額③×税率－税額控除)

A) はじめに、課税所得金額③に税率(町民税6%・県民税4%)をかけます。

町民税 $1,622,000 \text{ 円}(\textcircled{3}) \times 6\% = 97,320 \text{ 円} \cdots \textcircled{7}$

県民税 $1,622,000 \text{ 円}(\textcircled{3}) \times 4\% = 64,880 \text{ 円} \cdots \textcircled{8}$

B) つぎに、調整控除額を計算します。

所得税と住民税の人的控除額の差を合計します。(4ページの表3より)

人的控除額の差の合計額	<table border="0"> <tr> <td>配偶者控除(一般配偶者)</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>扶養控除(一般扶養)</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>50,000 円</td> </tr> </table>	配偶者控除(一般配偶者)	50,000 円	扶養控除(一般扶養)	50,000 円	基礎控除	50,000 円	}	計 150,000 円…④
配偶者控除(一般配偶者)	50,000 円								
扶養控除(一般扶養)	50,000 円								
基礎控除	50,000 円								

課税所得金額③が200万円以下なので、人的控除額の差の合計額④と課税所得金額③のいずれか少ない額の5%(町民税3%・県民税2%)が調整控除額になります。

$1,622,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{3} > 150,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{4}$

④のほうが少ないので、 $150,000 \text{ 円} \times 5\%$ になります。

調整控除額	<table border="0"> <tr> <td>町民税</td> <td>$150,000 \text{ 円}(\textcircled{4}) \times 3\% = 4,500 \text{ 円} \cdots \textcircled{9}$</td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td>$150,000 \text{ 円}(\textcircled{4}) \times 2\% = 3,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{10}$</td> </tr> </table>	町民税	$150,000 \text{ 円}(\textcircled{4}) \times 3\% = 4,500 \text{ 円} \cdots \textcircled{9}$	県民税	$150,000 \text{ 円}(\textcircled{4}) \times 2\% = 3,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{10}$	}	計 7,500 円
町民税	$150,000 \text{ 円}(\textcircled{4}) \times 3\% = 4,500 \text{ 円} \cdots \textcircled{9}$						
県民税	$150,000 \text{ 円}(\textcircled{4}) \times 2\% = 3,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{10}$						

C) Aで求めた額からBで求めた調整控除額を差し引きます。

町民税所得割額 $97,320 \text{ 円}(\textcircled{7}) - 4,500 \text{ 円}(\textcircled{9}) = 92,820 \text{ 円}$

県民税所得割額 $64,880 \text{ 円}(\textcircled{8}) - 3,000 \text{ 円}(\textcircled{10}) = 61,880 \text{ 円}$

5. 年税額を計算します。

町民税 ⇒ 所得割 92,820 円 + 均等割 3,000 円 = 95,800 円…⑦ (100円未満切捨て)

県民税 ⇒ 所得割 61,880 円 + 均等割 2,000 円 = 63,800 円…⑧ (100円未満切捨て)

町民税⑦ + 県民税⑧ + 森林環境税 = 95,800 円 + 63,800 円 + 1,000 円 = 年税額 160,600 円

(注) 譲渡等の分離課税所得がある場合、計算式は異なります。

*** 所得控除 ***
 「所得税」と「町・県民税」では、それぞれの控除の計算式や扶養1人当たりの控除額が異なります。
 町・県民税の所得控除額は6ページに掲載しています。

*** 調整控除 ***
 平成19年の税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額の差による負担増を調整するために所得割額から減額されます。
 計算方法は、4ページの表3をご覧ください。



◎パート・アルバイトの給与収入と町・県民税の関係 ※森林環境税は課税される場合があります。

パートやアルバイトの収入は、給与所得に区分され、課税の対象になります。他の方の扶養親族であっても所得金額によって、町・県民税がかかる場合があります。

給与以外の所得がなく、扶養親族等がない場合、パート・アルバイトの給与収入と町・県民税の関係は下の表のようになります。

令和5年中の収入	所得金額	町・県民税
94万円以下	39万円以下	かからない
94万円超 100万円以下	39万円超 45万円以下	均等割がかかる場合がある/ 所得割はかからない
100万円超	45万円超	均等割と所得割(※)がかかる場合がある

◎公的年金を受給されている方の町・県民税 ※森林環境税は課税される場合があります。

受給者の年齢が65歳以上か未満かによって次のようになります。(他収入がある場合等は異なります)

○65歳以上の場合(昭和34年1月1日以前に生まれた方)【年金収入が149万円まではかかりません】

令和5年中の収入	所得金額	町・県民税
149万円以下	39万円以下	かからない
149万円超 155万円以下	39万円超 45万円以下	均等割がかかる場合がある/所得割はかからない
155万円超	45万円超	均等割と所得割(※)がかかる場合がある

○65歳未満の場合(昭和34年1月2日以後に生まれた方)【年金収入が99万円まではかかりません】

令和5年中の収入	所得金額	町・県民税
99万円以下	39万円以下	かからない
99万円超 105万円以下	39万円超 45万円以下	均等割がかかる場合がある/所得割はかからない
105万円超	45万円超	均等割と所得割(※)がかかる場合がある

(※) 町県民税所得割は、所得金額が45万円超であっても、所得金額より町・県民税所得控除額が大きい場合はかかりません。

～ 寄附金税額控除について ～

所得税の控除対象となる寄附金で、住民税の控除対象寄附金に該当する場合、町・県民税の所得割額から税額控除します。

〈控除対象寄附金〉

- ・都道府県、市区町村(地方公共団体)に対する寄附金(ふるさと寄附金)
- ・住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ・県または町の条例で指定された寄附金

税額控除の計算方法

(1) 基本控除

(「寄附金額」または「総所得金額等×30%」のいずれか少ない金額－2,000円)×10%

(町民税6%、県民税4%)

(2) 特例控除(ふるさと寄附金に限り、基本控除に加算)

都道府県・市区町村(地方公共団体)に対して2,000円を超える寄附金について、町・県民税の所得割額(調整控除後の所得割)の20%を限度に、(1)の基本控除額に特例控除額が加算されます。

(寄附金額－2,000円)×{90%－(所得税の限界税率(※)×1.021)}×特例控除割合

(町民税5分の3、県民税5分の2)

(※) 所得税については、累進課税方式がとられており、課税対象所得を数段階に分けて、その区分ごとに異なる税率が課されます。限界税率とは、寄附した方に適用される所得税率のうち、最大のものを指します。

ふるさと寄附金(ふるさと納税)【控除イメージ試算条件】

・給与収入400万円、所得税の限界税率5%、町・県民税所得割150,000円の方が、地方公共団体に2万円の寄附をした場合、確定申告をすれば以下のように控除を受けることができます。

寄附金額 20,000円			
適用下限額 2,000円	【所得税】 所得控除による軽減 (20,000円－2,000円) ×5%×1.021=919円	【町・県民税】 基本控除 (20,000円－2,000円)× 10%=1,800円	【町・県民税】 特例控除(所得割額の2割を限度) (20,000円－2,000円)×{90%－(5%× 1.021)}=15,281円
控除額 18,000円			

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告の必要のない給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することにより、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられるという制度です。

ただし、以下の方は、ワンストップ適用を受けることができません。

- ・所得税等の確定申告書の提出をしなければならない方
- ・所得税等の確定申告書又は住民税申告書を提出された方
- ・申告特例申請書を提出した都道府県・市区町村の数が5を超える方
- ・申告特例申請書等に記載した市区町村と寄附した年の翌年の1月1日にお住まいの市区町村が異なる方

表1 〈給与所得金額の計算表〉

給与収入金額	給与所得金額
550,999円まで	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
※ 1,628,000円～1,799,999円	※ 収入金額×60%＋100,000円
※ 1,800,000円～3,599,999円	※ 収入金額×70%－80,000円
※ 3,600,000円～6,599,999円	※ 収入金額×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円

(注) ※印の欄の「収入金額」は、下記の算式により計算してください。

$$\frac{\text{収入金額}}{1,000\text{円未満切り捨て}} \div 4 \times 4$$

表2 〈公的年金等の所得金額の計算表〉

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の控除額
昭和34年1月2日以後に生まれた方(65歳未満)	130万円未満	収入金額－60万円(マイナスの場合は0円)
	130万円以上 410万円未満	収入金額×75%－27.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%－68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%－145.5万円
	1,000万円以上	収入金額－195.5万円
昭和34年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)	330万円未満	収入金額－110万円(マイナスの場合は0円)
	330万円以上 410万円未満	収入金額×75%－27.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%－68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%－145.5万円
	1,000万円以上	収入金額－195.5万円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は一律10万円、2,000万円を超える場合は一律20万円が上記の控除額より引き下げられます。

表3 〈調整控除の計算のしかた〉

区分	控除額
合計課税所得金額が200万円以下の場合	次の①、②のいずれか少ない金額の5% ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の場合	{人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}の5% ※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、申告分離課税(土地等の譲渡等)に係る課税所得金額は含まれません。

○所得税と住民税の人的控除の差額

所得控除区分		所得税	住民税	差額
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
	同居特別障害者	75万円	53万円	22万円
寡婦控除		27万円	26万円	1万円
ひとり親控除（父）		35万円	30万円	1万円 ※1
ひとり親控除（母）		35万円	30万円	5万円
勤 労 学 生 控 除		27万円	26万円	1万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
基 礎 控 除		48万円	43万円	5万円 ※2
配偶者控除		差額		
	納税義務者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般配偶者	5万円	4万円	2万円
	老人配偶者	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円

※1 ひとり親控除(父)は、旧寡夫控除相当の人的控除額の差1万円をそのまま引継ぎます。

※2 調整控除算出の際、基礎控除の人的控除の差は一律5万円です。

※3 控除の種類と説明は6ページをご覧ください。

Q & A

■収入がない場合の申告

Q、私は一人暮らしで、前年中の収入はありませんでした。収入がなくても申告をしなければならないのですか？

A、町・県民税の申告は、国民健康保険税の申告書も兼ねており、収入のなかった方にもその旨を申告していただくようお願いしています。申告をしていないと国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、所得証明や課税証明が発行できなかつたりするなど、各種の行政サービスを受けようとする場合に支障をきたすことがあります。



■年の途中で転入した場合の町・県民税

Q、私は今年の4月にA市から遊佐町に転入したのですが、住民税はどのように納めるのですか？

A、住民税は、その年の1月1日に住民登録している市区町村に納めていただくことになりますので、今年度の住民税はA市に納めることになります。遊佐町からは課税されません。



■死亡した父の町・県民税

Q、今年の2月に父が死亡しましたが、その父の町・県民税の納税通知書が送られてきました。死亡しても税金がかかるのですか？

A、町・県民税が課税されるかどうかは、その年の1月1日の現況で判断することになっています。1月2日以後に死亡した場合は町・県民税が課税され、その納税義務は相続人に承継されますので、死亡された人の税金は、その相続人から納税していただくことになります。



■会社を退職した後の町・県民税の納め方

Q、私は9月末に会社を退職します。今は毎月の給与から町・県民税が差し引かれていますが、退職後はどのように納めたらいいですか？

A、給与所得者の場合、町・県民税は、6月から翌年5月にかけて毎月の給料から差し引かれます。9月末で退職すると、10月から翌年5月までの分をご自分で納めていただくことになります。また、最後に支給される給与から全額を一括で納付する方法もあります。一括納付される場合は、お勤め先にお申し出ください。

❖ 公的年金からの特別徴収

65 歳以上で公的年金を受給されている方の年金所得に係る町・県民税は、原則公的年金からの特別徴収（差し引き）となります。

公的年金のほかに給与所得や事業所得などがある場合、それらの所得にかかる税額については、別途、納付書・口座振替または給与からの差し引きにより納めていただくことになります。

□対象となる方

次の要件に全て該当する方が対象です。

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日現在、公的年金等を受給されている 65 歳以上の方（昭和 34 年 4 月 2 日以前に生まれた方）
 - (2) 年額 18 万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等を受給されている方
 - (3) 遊佐町での介護保険料が年金から差し引かれている方
- ※ご本人の希望により納付方法を変更することはできません。

□対象となる税額

- ◎均等割……全額が年金から差し引かれます。ただし、公的年金以外の所得にかかる税額を給与からの差し引きにより納付している方は、給与から差し引かれます。
- ◎所得割……所得割のうち、公的年金所得にかかる税額のみが、年金から差し引かれます。その他の所得にかかる税額については、別途、納付書・口座振替または給与からの差し引きにより納めていただきます。

□納付方法

◎特別徴収 1 年目の方（令和 6 年度より新たに特別徴収の対象になる方）

年度の前半（6 月・8 月）は普通徴収（納付書または口座振替）により直接納付していただきますが、年度の後半以降（10 月～）は、年金からの差し引きに切り替わります。

徴収月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
徴収方法	普通徴収（納付書または口座振替）		特別徴収（年金から差し引き）		
徴収額	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6

◎特別徴収 2 年目以降の方（令和 5 年度から引き続き特別徴収される方）

年度の前半（4・6・8 月）は、前年度の年税額の 2 分の 1 が年金から差し引かれます。年度の後半（10・12・翌年 2 月）は、年税額から、年度の前半に徴収された額を引いた残りの額が差し引かれます。

徴収月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
徴収額	(5 年度の年税額の 1/2) × 1/3	(5 年度の年税額の 1/2) × 1/3	(5 年度の年税額の 1/2) × 1/3	(令和 6 年度年税額－仮徴収額) × 1/3	(令和 6 年度年税額－仮徴収額) × 1/3	(令和 6 年度年税額－仮徴収額) × 1/3

◆65 歳未満の公的年金受給者の方

・給与からの特別徴収により納付されている場合

→公的年金に係る町・県民税も原則給与からの特別徴収となります。なお、公的年金に係る町・県民税を普通徴収で納付を希望する場合は、毎年 of 申告の際に、自分で納付する旨の記載を忘れずをお願いします。

Q & A

Q 今まで年金所得に対する町・県民税も、給与から引き落とし（特別徴収）されていましたが、令和 6 年 3 月で 65 歳になりました。年金特別徴収との関係で、令和 6 年度はどのような徴収方法になりますか？

A 年金特別徴収の制度導入にともない、65 歳以上の方の年金に対する税額は給与所得から引き落とすこと（特別徴収）ができなくなりました。そのため給与所得に対する町・県民税は給与から、年金所得に対する町・県民税は公的年金からそれぞれ引き落としされます。

（令和 6 年 3 月で 65 歳になられた方の場合、10 月分の年金から年金特別徴収がはじまります。）

なお、給与所得と年金所得以外の所得（不動産所得、事業所得等）に対する税額は、これまでどおり給与所得に対する町・県民税として合算して給与から引き落とし（特別徴収）することができます。

❖ 町・県民税所得控除表

項 目	適 用 範 囲 と 所 得 控 除 額																																																																									
雑 損 控 除	災害、盗難等によって { ①差引損失額－（総所得金額等の合計額×10%） } ①と②のいずれか多い方の金額 資産等に損害を受けたとき { ②災害関連支出額－50,000円 }																																																																									
医 療 費 控 除	一般分：支払った医療費の総額－（保険金等で補てんされた金額）－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額） セルフメディケーション税制分：特定一般医薬品等購入費－（保険金等で補てんされた金額）－1万2千円 一般分：限度額200万円 セルフメディケーション税制分：限度額8万8千円																																																																									
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、労働保険料などの支払金額全額 ※生計を一にする親族分の保険料等を支払った場合も対象になります。																																																																									
小規模企業共済等掛金控除	①小規模企業共済制度に基づく掛金、②心身障害者扶養共済制度の掛金、③確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）の支払金額全額																																																																									
生命保険料控除	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る生命保険料控除（旧契約） 旧一般生命保険料控除・旧個人年金保険料控除（両方の支払がある場合は下記によりそれぞれ金額を計算） ア 15,000円以下 支払保険料の金額 イ 15,001円以上40,000円以下 支払保険料×1/2+ 7,500円 ウ 40,001円以上70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 エ 70,001円以上 35,000円 ○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る生命保険料控除（新契約） 新一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・新個人年金保険料控除（それぞれの支払がある場合は下記によりそれぞれ金額を計算） ア 12,000円以下 支払保険料の金額 イ 12,001円以上32,000円以下 支払保険料×1/2+ 6,000円 ウ 32,001円以上56,000円以下 支払保険料×1/4+14,000円 エ 56,001円以上 28,000円 ※合計適用限度額70,000円																																																																									
地震保険料控除	地震保険料の支払合計金額（A） ① Aの金額が50,000円以下の場合 A×1/2（最高25,000円） ② Aの金額が50,001円以上の場合…25,000円 （注）A+Bの最高限度額は25,000円となります。 旧長期損害保険料の支払合計金額（B） ① Bの金額が5,000円以下の場合…B全額 ② Bの金額が5,001円以上15,000円以下の場合 B×1/2+2,500円（最高10,000円） ③ Bの金額が15,001円以上の場合…10,000円																																																																									
障害者控除	納税義務者本人の控除対象配偶者、扶養親族で心身に障がいのある方がいる場合 普通障害者260,000円 特別障害者300,000円 同居特別障害者530,000円																																																																									
寡 婦 控 除	次の要件のいずれかを満たす方（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く）…260,000円 合計所得金額が500万円以下 { ①夫と死別後、婚姻をしていない方または夫が生死不明な方 ②夫と離別後、婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 }																																																																									
ひとり親控除	未婚又は配偶者と死別・離別している方又は配偶者の生死が明らかでない方で下記の要件をすべて満たす方（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く）…300,000円 ①総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有すること ②合計所得金額が500万円以下であること																																																																									
勤労学生控除	納税義務者本人が大学、高校、各種学校などの学生で、自己の勤労による給与所得等の合計所得金額が75万円以下で、かつ合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の方……260,000円																																																																									
配偶者控除	納税義務者本人の配偶者の合計所得金額が48万円以下のとき <table><tr><th>納税義務者本人の所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超950万円以下</th><th>950万円超1,000万円以下</th></tr><tr><td>一般配偶者</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>老人配偶者（70歳以上 S29.1.1以前生）</td><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>130,000円</td></tr></table> （注）納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用されません。		納税義務者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	一般配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	老人配偶者（70歳以上 S29.1.1以前生）	380,000円	260,000円	130,000円																																																												
納税義務者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																																							
一般配偶者	330,000円	220,000円	110,000円																																																																							
老人配偶者（70歳以上 S29.1.1以前生）	380,000円	260,000円	130,000円																																																																							
配偶者特別控除	<table><tr><th>納税義務者本人の所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超950万円以下</th><th>950万円超1,000万円以下</th><th>1,000万円超1,050万円以下</th><th>1,050万円超1,100万円以下</th><th>1,100万円超1,150万円以下</th><th>1,150万円超1,200万円以下</th><th>1,200万円超1,250万円以下</th><th>1,250万円超1,300万円以下</th><th>1,300万円超1,33万円以下</th><th>1,33万円超</th></tr><tr><td>配偶者の所得金額</td><td>48万円超95万円以下</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td><td>115万円超120万円以下</td><td>160,000円</td><td>110,000円</td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td></td><td>95万円超100万円以下</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td><td>120万円超125万円以下</td><td>110,000円</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td></td><td>100万円超105万円以下</td><td>310,000円</td><td>210,000円</td><td>110,000円</td><td>125万円超130万円以下</td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr><tr><td></td><td>105万円超110万円以下</td><td>260,000円</td><td>180,000円</td><td>90,000円</td><td>130万円超133万円以下</td><td>30,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr><tr><td></td><td>110万円超115万円以下</td><td>210,000円</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td><td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table> （注）納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用されません。		納税義務者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超1,050万円以下	1,050万円超1,100万円以下	1,100万円超1,150万円以下	1,150万円超1,200万円以下	1,200万円超1,250万円以下	1,250万円超1,300万円以下	1,300万円超1,33万円以下	1,33万円超	配偶者の所得金額	48万円超95万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円		95万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	10,000円	0円		100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円	0円	0円		105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	0円	0円	0円		110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	133万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円
納税義務者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超1,050万円以下	1,050万円超1,100万円以下	1,100万円超1,150万円以下	1,150万円超1,200万円以下	1,200万円超1,250万円以下	1,250万円超1,300万円以下	1,300万円超1,33万円以下	1,33万円超																																																															
配偶者の所得金額	48万円超95万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円																																																															
	95万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	10,000円	0円																																																															
	100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円	0円	0円																																																															
	105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	0円	0円	0円																																																															
	110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	133万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円																																																															
扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族の令和5年中の合計所得金額が48万円以下であるとき ①年齢16歳以上19歳未満（平成17年1月2日から平成20年1月1日生まれ）を扶養するとき（一般扶養） 330,000円 ②年齢19歳以上23歳未満（平成13年1月2日から平成17年1月1日生まれ）を扶養するとき（特定扶養） 450,000円 ③年齢23歳以上70歳未満（昭和29年1月2日から平成13年1月1日生まれ）を扶養するとき（一般扶養） 330,000円 ④年齢70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）を扶養するとき（老人扶養） 380,000円 ⑤上記の④のうち同居している本人または配偶者の直系尊属を扶養するとき（同居老親等扶養） 450,000円 すべての方に該当します。																																																																									
基 礎 控 除	<table><tr><th>合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>適用なし</td></tr></table>		合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																																																														
合計所得金額	基礎控除額																																																																									
2,400万円以下	43万円																																																																									
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																																																									
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																																																									
2,500万円超	適用なし																																																																									

❖ 令和 6 年度町・県民税に関するお知らせ

□町・県民税の定額減税について

◎概要

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、令和 6 年度町・県民税の定額減税が実施されることとなりました。

◎対象となる方

令和 6 年度の町・県民税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下で所得割が課税される方
※給与収入のみの場合は、収入金額 2,000 万円以下の方

◎対象とならない方

町・県民税が非課税の方
町・県民税の均等割・森林環境税(国税)のみ課税される方

◎定額減税額

納税義務者の所得割額を限度として、町・県民税の税額控除後の所得割額から、以下の金額を控除します。

- ①本人 1 万円

②控除対象配偶者または扶養親族 1 人につき 1 万円(国外居住者を除く)

・納税義務者、控除対象配偶者、扶養の子ども 1 人の場合

例 1)減税前年税額:120,000 円
(内訳:所得割 114,000 円 均等割 5,000 円 森林環境税 1,000 円)
定額減税額:10,000 円(本人)+10,000 円×2 人=30,000 円
120,000 円(年税額)-30,000 円(定額減税額)=90,000 円(定額減税後年税額)

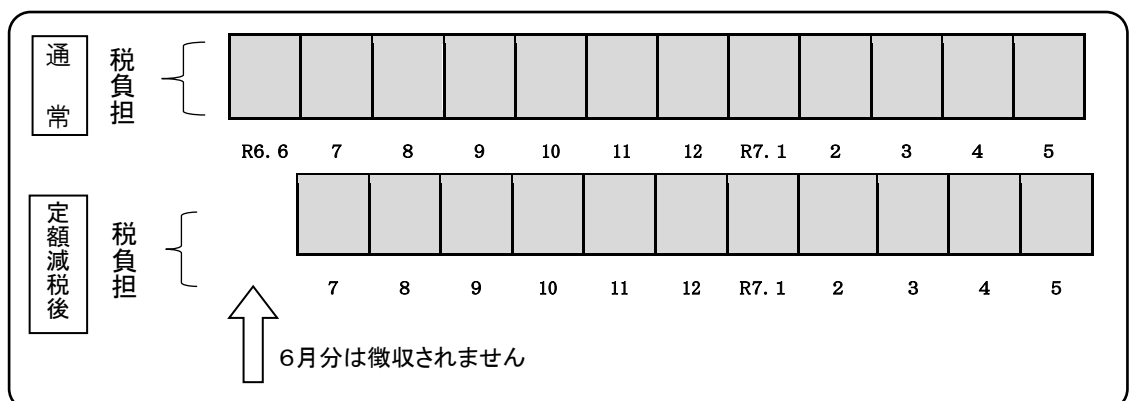
例 2)減税前年税額:30,000 円
(内訳:所得割 24,000 円 均等割 5,000 円 森林環境税 1,000 円)
定額減税額:10,000 円(本人)+10,000 円×2 人=30,000 円
30,000 円(年税額)-24,000 円(定額減税額)=6,000 円(定額減税後年税額)

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)については、令和 6 年度の定額減税は対象外とし令和 7 年度の町・県民税の税額控除後の所得割額から、1 万円を控除する予定です。

※減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。対象となる方には、9 月までに確認書等を送付予定です。

◎町・県民税の定額減税の実施方法

- ①給与からの特別徴収……令和 6 年 6 月分の給与からは徴収せず、定額減税後の年税額を令和 6 年 7 月分から令和 7 年 5 月分の 11 回に分割して徴収します。
また、減税により所得割額が 0 円となる場合は、令和 6 年 7 月分に均等割額をまとめて徴収します。

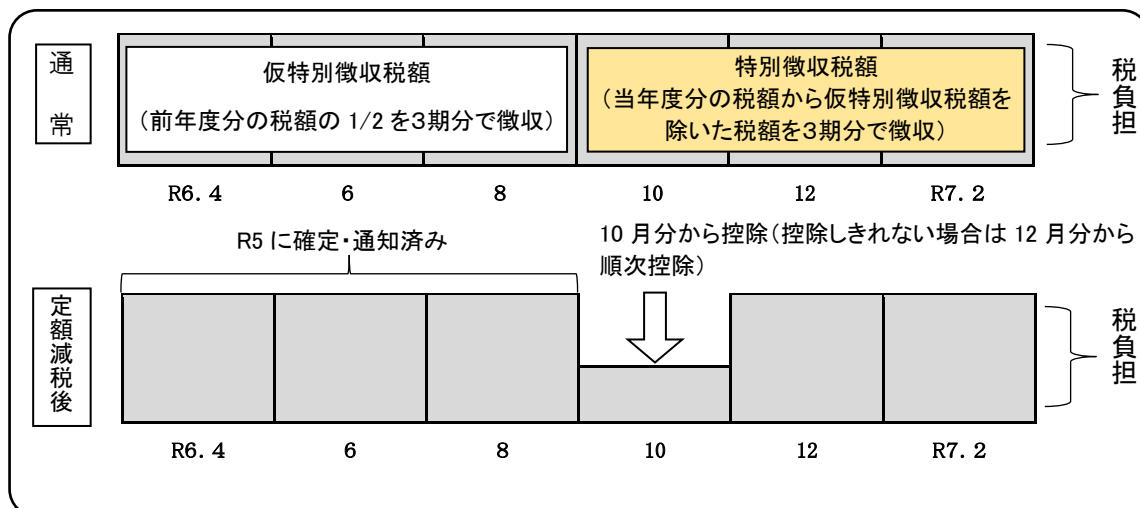


②普通徴収……定額減税前の税額をもとに算出した第1期分の税額から減税し、第1期分で減税しきれない場合は、第2期分以降の税額から、順次減税します。



③公的年金からの特別徴収……定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、減税しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次減税します。

※令和6年度に初めて年金から特別徴収が開始される方については、第1、2期の普通徴収の方法で減税し、減税しきれない場合に令和6年10月分特別徴収から順次減税します。



□森林環境税（国税）の徴収

令和6年度から森林環境税(1人年額1,000円)の課税が始まり、町・県民税均等割と併せて町が徴収します。なお、平成26年度より、防災のための施策に要する財源として町・県民税の均等割に1人年額1,000円(町民税500円・県民税500円)が加算されていましたが、この措置は令和5年度をもって終了しました。

□上場株式等に係る所得等の課税方式の統一

上場株式等の配当所得等・譲渡所得等については、これまで住民税と所得税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度の町・県民税(令和5年分の所得税の確定申告)から、課税方式が所得税と統一されます。このため、所得税で総合課税または、分離課税方式で申告した場合は、町・県民税においても同じ課税方式で申告したことになります。

□国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

30歳以上70歳未満の国外居住扶養親族について、扶養控除等の対象となる方は、留学により国外居住者となった方、納税義務者から生活費等に充てるための支払いを年間38万円以上受け取っている方に限られます。

問い合わせ先	遊佐町役場町民課課税係	TEL.0234-72-5876
--------	-------------	------------------